

第3回若葉区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成17年5月22日(日)
10:00~12:00
場 所 若葉区役所1階多目的会議室

次 第

1 開 会

狩野若葉区長あいさつ

事務局職員紹介

2 議 題 (議事進行 花島委員長)

(1) 若葉区地域福祉計画の中間報告について

計画書の目次・構成等(事務局より).....資料1・2

作業部会からの成果報告(作業部会より).....資料3

基本方針1 (高見委員)

基本方針2 (砂長谷委員)

基本方針3 (池野委員)

基本方針4 (奥井委員)

基本方針5 は今後検討します

質疑応答・意見交換

(2) 今後のスケジュールについて(事務局より).....資料4

3 閉 会

< 若葉区地域福祉計画目次（案） >

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけと計画期間
- 3 策定にあたっての考え方
- 4 策定の体制と過程
- 5 若葉区の概要
- 6 身近な生活課題
- 7 計画の基本目標と基本方針
- 8 体系図

第 2 章 基本目標を実現するために

- 5 つの基本方針と具体的な取り組みの内容 -

基本方針 1 ・だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょ
う

基本方針 2 ・あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつ
くりましょ

基本方針 3 ・備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みを作りましょ

基本方針 4 ・必要な情報を伝え合い、気軽に相談し合える仕組みをつくり
ましょ

基本方針 5 ・世代を超えて、ともに学びあい参加できる仕組みをつくりま
しょ

第 3 章 計画の実現に向けて

資料（例示）

- 1 区地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 委員名簿
- 3 地区フォーラムニュース など

< 若葉区地域福祉計画目次（案） >

第1章 総論

1 計画の概要

- (1) 計画策定の背景と目的
- (2) 計画の位置づけと計画期間
- (3) 策定にあたっての考え方

2 若葉区の現状と課題

- (1) 若葉区の現状
- (2) 地域福祉に関する課題

3 基本目標と5つの基本方針

- (1) 基本目標
- (2) 基本方針
- (3) 体系図

第2章 各論

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

第3章 計画の実現に向けて

資料目次

付属資料（例示）

- 1 区地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 委員名簿
- 3 地区フォーラムニュース など

基本目標	基本方針		具体的な取り組みの内容				
			施策の方向性		課題解決に向けた提案		
今後検討します (例) だれもがいきいきと安心して暮らせるまちを目指して	1	だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう	(1)	近隣同士がふれあう機会をつくる	向こう三軒両隣・顔見知りプロジェクト	「わくわく、いきいき交流プロジェクト」	
			(2)	世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる	公園ひなたぼっこプロジェクト		ホッとふれあいプロジェクト
			(3)	気軽に過ごせる場所をつくる	ふれあいハウス・サロン・センタープロジェクト		
	2	あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう	(1)	身近なところから始める	仕組みづくりの啓発活動(助け合いシステムへの、とっかかり施策として)	活動の中核となれる人材の発掘	「わたしたちのまちの福祉を考える会」(仮称)の設置
			(2)	支えあうシステムをつくる	助け合い支えあいシステム		
	3	備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みを作りましょう	(1)	防犯・防災意識を高める	防犯・防災の意識の啓発活動		
			(2)	防犯・防災活動を実践する	防犯・防災巡回の実施		
			(3)	要支援者を見守る	要支援者の把握	要支援者を見守る体制の整備	民生委員・児童委員の活動支援
					緊急時の避難誘導システムの構築	総合相談窓口下部組織の構築	
			(5)	障がい者を支援する環境を整える	障害者福祉施設整備のための支援	障害者支援のための条例の制定	
			(6)	バリアフリーをすすめる	地域バリアフリー計画		
			(7)	交通課題を改善する	交通不便地区の解消	交通バリアの解消	
	4	必要な情報が行き渡り、気軽に相談し合える仕組みをつくりましょう	(1)	必要な情報が得られる	地域福祉に関する情報のホームページ開設		
			(2)	気軽に相談できる	身近な場所に出張相談		
	5	世代を超えて、ともに学びあい参加できる仕組みをつくりましょう	(1)	(例) 福祉の心をはぐくむ	今後検討します		
			(2)	(例) 地域福祉を実践する			
			(3)	(例) 人材を育成する			

若葉区地域福祉計画（中間報告）

- 5 つの基本方針と具体的な取り組みの内容 -

基本方針 1 1 頁

基本方針 2 7 頁

基本方針 3 11 頁

基本方針 4 20 頁

1 <基本方針1>

2 誰もが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

3
4 **要旨** まずはあいさつから。誰もが気軽にふれあい交流できる仕組みをつく
5 り、希薄な近隣関係が改善されるよう努めます。

6 7 **施策の方向性**

8 (1) 近隣同士がふれあう機会をつくる

9 **【現状と課題】**

10 近年の急速な少子高齢化や核家族化は、ますます地域住民の交流の希薄化を
11 もたらしています。

12 高齢者の孤独や不安、子どもたちの健全な育成を阻む諸問題、そして障害者
13 の「施設から地域へ」の大きな流れ。誰もが安心して自立した生活が送れるよ
14 うに、みんなが参加でき、ふれあえる機会をつくる必要があります。

15 16 **【課題解決に向けた提案】**

17 向こう三軒両隣・顔見知りプロジェクト

18 対象者

19 すべての区住民

20 担い手

21 自分自身、活動をサポートするボランティア、小学校単位の連絡会的組
22 織など

23 例えば、コミュニティーワーカー（以下CW）というような名称の
24 地域福祉を推進していく人を全市的に任命していくのも必要です。

25 内 容

- 26 ・日常的なあいさつ運動を行います。
- 27 ・啓発活動を行います。（ステッカーづくり。子ども110、あいさつポス
28 ターなど）
- 29 ・生活マップづくり（ゴミ収集や医療機関情報、お店情報やバリアフリー
30 マップなど）やその配布を通して交流を深めます。
- 31 ・自分の暮らす町の中で、一人暮らしのお年寄りや活動・参加に制限のあ
32 る方、子育て中の家庭など、家族だけで解決するには、どうしても負担

1 が大きいときがあります。また、不安や悩みを打ち明けたいときもあり
2 ます。福祉のサービスの提供者だけでなく、その人らしい生活に配慮し
3 て、身近に手助けのできる関係をつくっていきます。

4 また、いつも誰かの手助けを受けるばかりではなく、自らのできる手
5 助けをすることで、相互の信頼やきずなを深めるまちをつくっていきま
6 す。

8 **【課題解決に向けた提案】**

9 わくわく、いきいき交流プロジェクト

10 対象者

11 すべての区民

12 担い手

13 小学校、中学校、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、町内自
14 治会、CW、小学校単位連絡会、地区社協、NPO団体など

15 内 容

- 16 ・小学校区を中心とした地域子育て運動をきっかけにして、住民の交流を
17 図ります。また、小学校の行事を地域のお祭りのイベントにして、住
18 民の参加、協力の場にします。
- 19 ・例えば、地域子ども教室事業（わくわくキャンパス、すくすくスクール
20 など）を実施し、スタッフとして地域住民が参加し、昔遊びや遊び相手、
21 話し相手として、交流を図ります。それとともに、子どもたちの放課後
22 の安全な居場所、見守りの体制をつくります。地域が学校教育の実践の
23 場になります。
- 24 ・学校、町内自治会、青少年育成委員、社会体育振興会等と連携して世代
25 や障害やハンデ（参加に制限）を超えた地域交流行事を実施します。
- 26 ・地域の敬老会や自治会の行事等に子どもたちが参加する機会をつくり、
27 相互の交流を図ります。
- 28 ・社会体育振興会等の行事（運動会、グランドゴルフなど）に子どもたち
29 も巻き込みます。

1 **施策の方向性**

2 (2) 世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる

3

4 **【現状と課題】**

5 まだまだ、福祉を特別の人の為のものと考えている人が多くいます。誰もが、
6 地域で共に暮らすことが当たり前となるように、子どもの頃からの交流が大切
7 です。

8

9 **【課題解決に向けた提案】**

10 公園ひなたぼっこプロジェクト

11 対象者

12 子ども、子育て中の保護者、高齢者などすべての区民。

13 担い手

14 ・町内自治会（清掃・防犯）、子ども会、老人会、花いっぱい運動参加者・団
15 体、趣味サークルなど

16 内 容

17 ・公園の美化運動を通して、住民の交流の足掛かり。身近な地域の公園を地
18 域住民の見守りと世代を超えた交流の場に。

19 公園を乳幼児の親子、小学生の遊び場としてだけでなく、お年寄りや地
20 域住民も利用し、美化作業（ボランティア）に積極的に出かけていき、世
21 代を超え、気軽に声かけられる交流が図れる場として役立てます。身近
22 な助け合いから、より専門的な相談機関や支援機関への橋渡しをします。

23 ・地区子ども会の運営に地域住民（地域の高齢者や子ども会に子どもが属し
24 ていない人）が協力することで、地域の子どもと交流を図ります。

25 ・地域の中で自主的に行われているサークルや集まり、グランドゴルフなど
26 の機会を増やし、年齢やハンデ（活動・参加に制限）を超えて交流する機
会を増やしていきます。

1 **【課題解決に向けた提案】**

2 ホットふれあいプロジェクト

3 対象者

4 すべての区民

5 担い手

6 町内自治会、C W、地域福祉推進員、子ども会、小学校単位連絡会、ボ
7 ランティア、福祉施設。

8 内 容

- 9 ・子育て支援、高齢者、障害（児）者などのための地域の福祉施設に身近
10 な地域住民が関心を向けて、ボランティア活動を行っていくと同時に、
11 福祉施設等も施設の地域開放、地域の会合や行事に施設設備や職員の派
12 遣、ノウハウの提供を行い地域福祉の向上に寄与します。

1 **施策の方向性**

2 (3) 気軽に過ごせる場所をつくる

3 **【現状と課題】**

4 自分ができることでお手伝いをしたいと思っても、情報の拠点となるところ
5 がなければうまく活用できません。また手助けがほしいときも、地域の人と顔
6 見知りでなければ気軽にお願ひできません。

7 地域にある施設、空き店舗、個人宅等を利用して、誰もが気軽に利用できる
8 拠点づくりを進めます

9 **【課題解決に向けた提案】**

10 ふれあいハウス・サロン・センタープロジェクト

11 **対象者】**

12 子ども、子育て中の保護者、障害者（児）、高齢者などすべての区民。

13 **担い手**

14 ・若葉区福祉活動推進連絡協議会（今回の4フォーラム地区を単位とし、
15 地区連絡会代表、地区社協、民生委員、連協、社会福祉施設等の代表者
16 で構成、ふれあいセンターの運営、公的に情報収集と地域福祉活動の相
17 談、支援。行政とのパイプ役。）

18 （地域福祉地区連絡会……コミュニティワーカー中学校区単位での連絡
19 調整の場、ふれあいセンター（市民活動・ボランティアセンター）の運
20 営主体町内自治会、NPO・ボランティア活動団体等）

21 小学校単位連絡会……各自治会でCWを配置し、小学校を単位にふれあ
22 いハウスの運営にあたる。

23 **内 容**

24 ・「 **自治会ふれあいハウス**」

25 自治会単位で、住民の暮らす町の中に近隣住民の身近な交流の場とし
26 て、個人宅、老人憩いの家、グループホームなどを拠点として運営しま
27 す。住民が気軽に立ち寄れる範囲で、おしゃべりやお茶を飲めるような
28 「ふれあいハウス」の運営を促進し、新たなハウスづくりの取り組みへ
29 のノウハウの提供やボランティア活動で支援します。CWと活動員（協
30 力者）とともにコーディネートします。

31 ・「 **小学校地区ふれあいサロン**」

32 小学校区を単位として、いつでも人と情報が行き交う交流のサロンづ
くりです。自治会館、空き教室、福祉施設などを会場として、気軽なお

1 しゃべりの機会をはじめ、カルチャー企画、お楽しみ企画、ふれあいシ
2 ョップ（不要品のリサイクルや福祉作業所等の委託販売など）などを行
3 います。区社協職員とCWが、活動員とともにコーディネートします。

4 ・「 **中学校地区ふれあいセンター**」

5 中学校区単位で、人の立ち寄りやすさを主眼におき、公民館、商店街
6 の空き店舗、コミュニティーセンター、福祉施設等を拠点として、ふれ
7 あいシヨップ（不要品のリサイクルや福祉作業所等の委託販売など）保
8 健福祉センターと連携しての健康相談や検診など、また、区社協等と連
9 携しての講座や講習などを行います。

10 身近な市民活動や区内、市内のボランティア、福祉活動等の情報を集
11 約し、必要な情報が提供できるシステムをつくります。地元の商店街や
12 企業も巻き込んで地域の福祉活動の情報拠点とします。区社協職員と中
13 学校単位のCWが、活動員とともにコーディネートします。

14 ・「**わかばふれあいセンター（わかば保健福祉センター内）**」

15 - **市民活動、ボランティア活動の拠点として** -

16 二つの機能

17 ・情報収集と発信の拠点。区内の福祉活動の情報が集まる場に（施設、介
18 護グループ、市民活動グループの情報を集約、必要な情報が得られるデ
19 ータベース）します。

20 ・わかばボランティアクラブ（・ボランティア活動・地域福祉活動の拠点。
21 子どもからお年寄りまで自分にできることを）を発足します。

22 ・自分のために、人のために、まちのために何かしたい人が集い、手助け
23 をしてほしい人が申し出て、身近な問題や困りごとを身近なところで解
24 決していく仕組みをつくります。運営委員会や連絡会単位のグループ活
25 動でより身近な助け合いのしくみをつくります。

26 区民のボランティア活動の拠点施設として、**日曜日の開設や平日の開
27 設時間延長等**、その施設機能をさらに強化する必要があります。

28 ・その他 コミュニティーワーカー（地域福祉の推進員）を設置します。
29 自治会単位に1名。（市長の委嘱。民生委員、自治会長と協力して活動す
30 るため兼務しない）推進員の元に数名の活動員おき、身近な活動のサポ
31 ーターとする。小学校区単位でリーダーを選出。小学校単位ふれあいハ
32 ウスの運営

1 <基本方針 2 >

2 あなたも私も地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりま 3 しょう 4

5 **要旨** 地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助け合う、支えあいの仕組
6 めをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう努めま
7 す。
8

9 施策の方向性

10 (1) 身近なところから始める

11 【現状と課題】

12 町内自治会など身近な小地域単位での助け合いのシステムをつくりあげるの
13 は思うほど容易ではありません。なにしろ「隣は何をする人ぞ」が当たり前と
14 言われるほど近隣関係が希薄になっています。

15 このような中で、自分たちの手で地域の抱える生活課題を解決していこうと
16 いう共通認識を醸成していくのは、非常に難しいという現実を直視せざるを得
17 ません。

18 区内には、地域福祉の推進力となる人材がいるにもかかわらず、具体的にど
19 のような動きをして地域の人々の力になったらいいのか、始まりの段階できっ
20 かけがつかめず戸惑っている方もいるようです。

21 ここに提案する取り組みは、身近な助け合いのシステムをつくるための手が
22 かり、きっかけづくりを支援しようとするものです。
23

24 【課題解決に向けた提案】

25 仕組みづくりの啓発活動(助け合いシステムへの、とっかかり施策として)

26 対象者

27 すべての区民

28 担い手

29 行政、市社協(区事務所、地区部会)、町内自治会など

30 内 容

31 主に行政・市社協による啓発活動を展開しながら、一人一人の身近な助
32 け合いへの関心や意識を高めていきます。
33

- 1 (・ 市政だより、チラシなどによる広報
- 2 (・ 市社協等での講習会、勉強会（先進地域の事例紹介等も含む）
- 3 (・ 自治会等での話し合い

4

5 **【課題解決に向けた提案】**

6 活動の中核となれる人材の発掘

7 対象者

8 すべての区民

9 担い手

10 行政、市社協（区事務所、地区部会）、町内自治会など

11 内 容

12 区内に居住する各種の福祉関係の専門職やことぶき大学校などの生涯大
13 学の修了者、ボランティア経験者などから希望者を募り登録（人材バンク）
14 します。

15 今後特に定年退職者は、有力なサポーターとして期待されます。

16

17 **【課題解決に向けた提案】**

18 「わたしたちのまちの福祉を考える会」（仮称）の設置

19 対象者

20 地域住民

21 担い手

22 行政、市社協（区事務所、地区部会）、自治会町内会等

23 内 容

24 地域の福祉課題を話し合う仲間づくりを推進します。

1 施策の方向性

(2) 支えあうシステムをつくる

3 【現状と課題】

4 少子高齢化、核家族化と個人の尊重、都市化等の社会構造の変化は、地域住
5 民の交流・近隣関係の希薄化を招きました。いま地域には高齢者の孤独や不安、
6 児童の健全な育成を阻む虐待等の諸問題、そして障がい者（児）の「施設から
7 地域へ」の大きなうねり、更には介護保険の大幅な見直しなどがあります。

8 このような状況下、私たちは地域ぐるみで手をつなぎ、一日も早く、赤ちゃ
9 んから高齢者、障がい者（児）まで、世代やハンデを超え相互に支援する仕組
10 みによって、コミュニティの再構築を図る必要に迫られています。

12 【課題解決に向けた提案】

13 助け合い支えあいシステム

14 対象者

15 地域内に住む高齢者、障がい者（児）、子ども等、支援を必要とする人
16 担い手

17 町内自治会、社協地区部会、NPOなどの各種賛同団体

18 内 容

19 現在、若葉区の一部で実施している助け合い支えあい組織を参考にしな
20 がら、下記のような日常生活全般の助け合いシステムをつくります。

21
22 買い物、外出、通院、庭の手入れ、一寸した大工仕事、ごみ出し、食事、
23 洗濯や掃除、話し相手、よろず困りごと相談、安否の確認、ペットの世話、
24 パソコン指導、公共機関などへの手続き、子守、子供一時預かり、通学見
25 守り、留守番、趣味やスポーツの相手、手話、介護予防教室

27 目標

1年目 (平成18年度)	2年目 (平成19年度)	3～5年目 (平成20～22年度)
担い手となる自治会をはじめ各種賛同団体での啓発、勉強会、ニーズの把握などに努め、共通認識の醸成を図ります。	先行事例の学習会や、相互支援組織の立上げ（支援者・利用者の募集、規定の整備）を行い、試行実施をはじめます。	いくつかの先進モデル地区を設定し、実践活動を開始します。

1 その他

2 ・事務局の設置場所や活動員の確保が課題となります。

3 ・利用料の設定については、対等と継続性の見地から、検討していく必要が
4 あります。

5

6

実践例

7

貝塚北部自治会には「福祉を考える会」という互助組織があります。

8

この会は、会員相互の援助活動により、介護保険や市のサービスなど公助
9 のはざ間を補い、互助の輪を広げ自助を支援することにより、この地を終の
10 棲家と定めた高齢者の方々が、老後を明るく楽しく暮らせるような街づくり
11 の形成に役立つことを目的に、平成 16 年 8 月に立ち上げられました。

10

11

12

13

14

平成 17 年 3 月末日までに、135 件の様々な日常生活支援（蛍光灯の取り替
え・お風呂の目地の修復・庭の手入れ・留守番・大型家具の廃棄・買い物や
墓参り同行など）に応じています。

1 < 基本方針 3 >

2
3 備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みをつくりましょう

4
5 **要旨** 社会の進展・変化に地域の安全が脅かされています。いまこそ区民の
6 力を結集して安全と見守りの仕組みをつくり、だれもが安心して地域で
7 暮らせしていけるよう努めます。

8
9 **施策の方向性**

10 (1) 防犯・防災意識を高める

11 **【現状と課題】**

12 個人主義や核家族化、共働き等の増加によるものと思われる「地域住民間
13 の関係の希薄化」が進行し続ける昨今、児童や高齢者を狙った犯罪が多発し
14 ていることが社会問題となっています。若葉区でも決して例外ではありません。
15 ん。

16 また、火災だけでなく昨今の異常気象による風水害の多発も心配されるところ
17 です。普段から防犯、防災意識を醸成していく必要があります。

18
19 **【課題解決に向けた提案】**

20 防犯・防災意識の啓発活動

21 対象者

22 すべての区民

23 担い手

24 町内自治会、自主防災組織、地元消防団、警察・消防署など

25 内 容

26 地区ごとに定期的に町内の巡回を実施することにより、「目」のある町と
27 いうイメージを定着化していきます。また、人気のない危険箇所について
28 は、ピンポイントで巡回の重点箇所指定するほか、地域住民に広く周知
29 します。

30 また、パトロールカーによる密度の濃い巡回や消防車による「火災予防」
31 を呼びかける巡回活動などを行ってまいります。このほか地域での防犯の
32 講習会や、防災訓練を定期的実施していくよう努めます。

1 **施策の方向性**

2 (2) 防犯・防災活動を実施する

3 **【現状と課題】**

4 あい変わらず火災による死傷事故なくならず、その内訳で見ると、高齢者
5 や子どもの多くが犠牲者となっています。

6 元来、火災は自損被害の他、近隣居住者への影響が大きく、自己防衛の必
7 要性が叫ばれています。

8 一方、犯罪が多発化（特に、ピッキングによる空き巣被害、車輜盗難被害
9 等）し、件数増には目を覆うばかりです。この対応策として、地元警察は、
10 その防止に努力していますが、増加傾向は治まっていないようです。防止対
11 策の強化とともに地域による自己防衛が必須ではないでしょうか。地域の取
12 り組みを紹介するテレビ番組の影響等により、各地で自衛手段を講じ効果を
13 挙げている例もあります。若葉区においても自主的に自己防衛組織を立ち上
14 げ、活動することが喫緊の課題です。

15 行政としても、組織が根付くことを念頭においた支援策を講じる必要があ
16 ります。

17 **【課題解決に向けた提案】**

18 防犯・防災巡回の実施

19 対象者

20 すべての区民

21 担い手

22 町内自治会、自主防災組織など

23 内 容

24 自治会内に防犯・防災組織を立ち上げ「午前班」「午後班」「夜間班」
25 などに組み分け、専用のユニフォームや腕章を着用し、「見守り」「声か
26 け」をしながら所定の地区を巡回します。

27 特に、高齢者住居、不在住居、留守（長期）宅及び駐車場等に関して
28 は重点的にチェックします。不審者、不審車輜には、十分注意し、必要
29 に応じてメモをとり、組織の責任者や警察に通報します。

30 また、巡回員は、地域住民がボランティアで実施するため、ボランテ
31 ィアの募集等も行います。

32 目 標

33 若葉区全町内自治会への普及

34

35

実践例

多部田町いずみ台ローズタウン自治会（戸数約500戸、居住戸数約450戸）では、平成16年12月、自治会内に防犯・防災部を設け自主的な活動を展開しています。

- 1 チームは各々曜日ごとに「午前班」・「午後班」・「夜間班」・「通学路見守り班」・「ワンワン散歩者班」に編成 人数は5～6人
- 2 巡回員は帽子、腕章、夜間班のみ蛍光塗料付のジャンパー着用
- 3 班分けは、参加ボランティアに対し、アンケートにより都合の良い曜日、時間帯を選択
- 4 ボランティア登録は約200人
- 5 帽子、腕章は全員に配布 蛍光塗料付のジャンパーは備品扱いで自治会保管 警棒・拍子木・懐中電灯・保安灯（点滅、赤色光）・提灯（火の用心）などの備品類も自治会保管
- 6 その他 防犯・防災部長から月末に翌月の編成表をチーム長に配布
チーム長から出欠表，気がついた点等の報告
《例えば》街灯が消えている、瞬いている Aさん宅で可燃物の始末が悪い 植木が繁茂し、庭内が確認できないなど

施策の方向性

（3）要支援者を見守る

【現状と課題】

現代社会は情報化の進展等により、自宅に居ながらさまざまな情報を入手することができます。同時に人間関係の複雑化や近隣関係の希薄化等により、個人主体の社会へと移行が進み、地域住民の日常的な相互扶助機能が縮小・解体化し、地域での安全な生活が脅かされようとしています。

このような中で、地域には何らかの社会的支援を必要とする方々も数多く生活されており、心身の状態にかかわらず、地域の一員として安心して暮らしていけるように、行政とともに地域で見守っていく必要があるのではないのでしょうか。

【課題解決に向けた提案】

- 要支援者の把握
- 対象者

1 独居高齢者・障がい者（児）

2 担い手

3 町内自治会、民生委員など

4 内 容

5 地域で安心、安全に暮らすための支援が行えるように、各地区に暮らし
6 ている独居高齢者・障がい者（児）の把握をプライバシーの保護について
7 十分に配慮しながら行います。

8 その中で、支援が必要な方（家庭）については、各相談機関と連携をと
9 って、どのような手法による見守りが必要か検討していきます。

10 また、要支援でなくても、今後の生活で安心、安全に暮らせるように普
11 段より交流機会を設け、関係を密にしていくことも必要です。

12
13 **【課題解決に向けた提案】**

14 要支援者を見守る体制の整備

15 対象者

16 独居高齢者、高齢者世帯、障がい者のいる家庭、登下校時の児童等

17 担い手

18 町内自治会を中心とする近隣住民、ボランティア、NPOなど

19 内 容

20 町内自治会に「見守りチーム」を設け、要支援者の近隣住民（ボランテ
21 ィア）を中核とした支援チームをスタートさせます。

22 「見守りチーム」は、独居高齢者への声掛け、安否確認、障がい者への
23 各種支援、児童の登下校時の見守りなどを行います。

24
25 **【課題解決に向けた提案】**

26 民生委員・児童委員の活動支援

27 対象者

28 独居高齢者、障がい者、児童等

29 担い手

30 ボランティア（元気な高齢者を中心とした）など

31 内 容

32 民生委員、児童委員による活動を一層強化するため、各委員のもとにボラ
33 ンティアから成る下部組織を編成して、委員の行う活動をバックアップしま
34 す。メンバーは元気な高齢者を中心に編成します。

1 施策の方向性

(4) 緊急時の支援システムをつくる

3 【現状と課題】

4 災害等において、高齢者や障がい者などに対する避難誘導體制が十分に整
5 っていないのは、犠牲者の増大に拍車をかけることになり、もはやこのこと
6 自体が人災と言えるのではないのでしょうか。地震国である我国として、弱者
7 支援の避難誘導のためのシステムが当然あってしかるべきと思います。

8 また一方で、近年の地域におけるコミュニケーションレスの結果を反映す
9 るかのように、高齢者の孤独死が社会問題となっています。身近に相談でき
10 る人や場所があれば少しでも防げるのではないのでしょうか。

11 若葉区としても、これらの課題に対応できるシステムを早急に構築する必
12 要があります。

14 【課題解決に向けた提案】

15 緊急時避難誘導システムの構築

16 対象者

17 独居高齢者、障がい者など

18 担い手

19 町内自治会、自主防災組織など

20 内 容

21 本人との合意の下に優先避難対象者としてリストアップし、「マップ」に
22 落とし込み、普段から町内自治会等に編成してある支援チームが、大地震、
23 台風、大雨等による災害時の非難誘導をスムーズに的確に実施します。

24 なお、要支援者の情報やデータをもつ行政は「避難マニュアル」や「優
25 先避難対象者マップ」の作成のため、プライバシーに配慮しつつ必要な支
26 援を行います。

28 【課題解決に向けた提案】

29 総合相談窓口の下部組織の構築

30 対象者

31 高齢者、障がい者（児）、子ども、妊産婦、子育て中の親など

32 担い手

33 地域の保健福祉施設、学校、民生委員・児童委員、町内自治会など

34 内 容

35 若葉保健福祉センターには総合相談窓口が設置されており、専門家が

1 様々な相談に対応していますが、地域には他にも公的色合いが強く、専門
2 家が活躍している様々な社会資源があります。そういった場所や人を活用
3 しない手はありません。

4 特に、緊急を要するときなど身近な地域で同様の相談が受けられるよう
5 な体制を整えば、抱えている問題が重度化、複雑化する前に相談ができ大
6 きな効果が期待できます。

8 施策の方向性

9 (5) 障がい者を支援する環境を整える

10 【現状と課題】

11 現在千葉市には障害者手帳の交付を受けている人が、人もいますが、こ
12 れらの方々に対応する施設の整備水準は政令市の中でも低く、特に若葉区の施
13 設整備は遅れています。

14 障がい者（児）を抱える家族も高齢化が進み、親亡き後どうになってしまうの
15 が全く見通しが立たず、不安で一杯なのが現状です。

16 こうしたことから、24時間、あるいは一生涯安心して暮らせる施設の整備
17 やシステムの構築が急務であり、法人が施設整備に参入しやすい環境づくりや
18 条例の制定を検討する必要があります。

20 【課題解決に向けた提案】

21 障がい者福祉施設整備のための支援

22 対象者

23 障がい者（児）

24 担い手

25 千葉市、社会福祉法人、NPO法人など

26 内 容

27 生活訓練施設、授産施設、グループホーム、福祉工場等、これに類する
28 施設が体系づけて整備されるよう、法人の参入を推進するための各種支援
29 策を一層充実させていく必要があります。

31 【課題解決に向けた提案】

32 障がい者支援のための条例の制定

33 対象者

34 障がい者及びその家族等

35 担い手

1 千葉市

2 内 容

3 障がい者等の支援を必要とする方々が、24時間、生涯安心して暮ら
4 していけるようなシステムを構築するため、その礎となるべき条例を制定
5 し、より支援しやすい環境を整えていく必要があります。

6

7 **施策の方向性**

(6) バリアフリーをすすめる

8

9 **【現状と課題】**

10 高齢者の自立支援に向けた介護保険法の施行、障がい者（児）の社会参加や
11 就労を目標とした障がい者自立支援法の立法化も大詰めを迎え、年齢や障がい
12 に関わらず、自立の促進や社会参加が普遍の姿となってきました。しかし、建
13 物内外の僅かな段差や、点字ブロックの上に置かれた自転車等が、その社会参
14 加や自立化を阻害する要因となることもあります。

15 個人で取り組むことができるハード面のバリアフリー化には限界もあります
16 が、地域や行政等が一体となり、少しでもハード面のバリアフリー化が進み、
17 高齢者、障がい者（児）の社会参加が実現できるよう努める必要があります。

18 また、支援を必要とする方々がちょっとしたことで困らまっているところを
19 見かけた際の声かけ等、ソフト面からの心のバリアフリーもあわせて実現し、
20 誰にでも優しい地域社会であってほしいものです。

21

22 **【課題解決に向けた提案】**

23 地域バリアフリー計画

24 対象者

25 高齢者、障がい者（児）等地域住民全員

26 担い手

27 町内自治会、地区社協、福祉関係者、学校・幼稚園等

28 内 容

29 地域の高齢者、障がい者（児）等、地域住民の外出や交通事故の危険を
30 増大させる路上駐車や放置自転車等の公道上の障害物の除去等、常に地域
31 住民の安全や社会参加を支援する視点を持ち行動することで、地域内の
32 様々なバリアを解消します。

33 また、学校・幼稚園等の皆さんによる地域内の福祉施設の訪問や体験、
34 福祉施設から学校・幼稚園等への講師派遣により「福祉」や「介護」「ボ
35 ランティア」等の学習機会を提供したり、また、様々なシンボルマークの

1 意味するところを理解してもらい、社会福祉に対する新たな観点をもつこ
2 とで、心のバリアフリーの推進にも努めます。

4 施策の方向性

(7) 交通課題を改善する

6 【現状と課題】

7 若葉区は千葉市で最も面積が広く、特に坂月・白井・更科地区だけで市全
8 域の約4分の1前後もあり、大部分が市街化調整区域で、過疎が著しく進ん
9 でいます。そのため交通機関のない地域やあっても極めて不便な地域があり
10 区役所、市民センター、病院等へ行くのにマイカーに乗れない高齢者、子ど
11 も、障がい者など、多くの人困っています。

12 また、現在のバスは乗り降りが大変で足腰の弱い人は難渋しています。更
13 にモノレールを始め、各駅の券売機には障がい者用の表示もありません。

14 その他、バスの運行時間外は近くにタクシーも少なく、高齢者や障がい者
15 は常に交通への不安を抱えています。

16 このようなことから、その対応・改善を図っていく必要があります。

18 【課題解決に向けた提案】

19 交通不便地区の解消

20 対象者

21 交通不便地区の住民

22 担い手

23 千葉市

24 内 容

25 現在運行中の更科バスの増便、ルート・循環形態への変更等、地域の実
26 情等を踏まえた見直しを図る必要があります。

27 また、路線バスの廃止区間や不便地区も同様にコミュニティバスの運行
28 を検討する必要があります。

30 【課題解決に向けた提案】

31 交通バリアの解消

32 対象者

33 高齢者、障がい者（児）など

34 担い手

35 千葉市、交通事業者、NPO法人など

1 内 容

2 各交通機関に対し、高齢者や障がい者にやさしい券売機の改善や低床バ
3 スの普及が図られるよう支援する必要があります。

4 このほか、バス運行時間外の交通手段としてNPO法人等による送迎サ
5 ービス制度の創設などを検討していく必要があります。

6

7

8

1 <基本方針 4 >

2 必要な情報が行き渡り、気軽に相談し合える仕組みを作りまし
3 ょう

4
5 **要旨** 必要とする情報が行き渡る仕組みと、いつでも気軽に相談が受けられ
6 る仕組みをつくり、住民の悩みが解消できるよう努めます。

7 **施策の方向性**

8 (1) 身近に情報が得られ相談できる

9 **【現状と課題】**

10 千葉市は「ちば市民便利帳」あるいはホームページを通して、日常生活に関
11 わる様々な情報を市民に提供しています。

12 また、細分化された相談窓口・テレホンガイドを設置し、各窓口のメール
13 アドレスさえ公開しています。それにも関わらず「欲しい情報が手に入らない」
14 「いざという時にどこに相談していいのかわからない」といった声が多く聞か
15 れるのが現状です。行政の立場からは踏み込むことのできない支援の現場の情
16 報は、むしろ当事者間の口コミによって伝わっていきます。支援を必要とする
17 人のニーズに合った情報はどうしたら保障できるのでしょうか。

18 若葉区の要支援者からの相談は、若葉保健福祉センターの保健福祉総合相談
19 窓口で受け付けています。総合相談窓口には6人の職員が配置され、相談内容
20 に応じて各窓口を紹介したり、相談室で直接相談業務に当たったりします。

21 受付が一本化されているので、利用者が複雑な窓口で頭を悩ませることはあ
22 りません。しかし“必ずその場で支援につなげる体制”の強化、更に若葉区内
23 であっても交通のアクセスが悪いことを考慮すると、若葉保健福祉センターだ
24 けでは十分に対応しきれないことが考えられます。

25 **【課題解決に向けた提案】**

26 地域福祉に関する情報のホームページ開設

27 対象者

28 情報を必要としている人

29 相談したいと思っている人

30 担い手

31 社協若葉区事務所、ボランティアセンターなど

32 あるいは新規に（仮称）地域支援情報センター等の設置を検討。

33 内 容

1 インターネットにホームページを立ち上げて、各種施設や事業内容を詳
2 しく載せ、要支援者別、事業別の情報だけではなく、相談事例や利用した
3 人のコメントもアップできるようにする等、要支援が必要とする情報を提
4 供できるよう、様々な方が利用しやすいホームページの作成を検討する必
5 要があります。

6 また、情報を必要としている人には、実施主体が郵送・FAX・メール等
7 で積極的に情報を届けるような体制作りも必要です。

8 目 標

9 情報を収集・更新し、必要な人が最新の情報が得られるようにします。

10 その他

11 要支援者にアンケート等を実施して、相談機関・事業所・各種サービス・
12 施設の利用状況を調査する必要があります。

14 【課題解決に向けた提案】

15 身近な場所に出張相談

16 対象者

17 情報を必要としている人

18 相談したいと思っている人

19 実施主体

20 社協若葉区事務所など

21 あるいは新規に（仮称）支援する会等の設置を検討。

22 内 容

23 その地域の特性に合った拠点（公民館・自治会館・空き教室・ワークホ
24 ーム等その地域の人が行きやすい場所）に相談窓口を設置し、実体験のあ
25 る人（施設職員・ケアマネージャー・介護経験者等）あるいは、研究機関
26 （植草短期大学等）の方に相談を受けてもらいます。

27 その相談内容の解決や支援に繋がる具体的な回答を、その場で提供でき
28 るよう、“必ずその場で支援につなげる体制”を整備する必要があります。

29 目 標

30 保健福祉センターの総合相談窓口とは別に地域の中に相談窓口や拠点を
31 設け要支援者が気軽に相談できるようにします。

32 保健福祉センターやボランティアセンターと連携し、ワンストップで解
33 決に結び付く回答ができるようにします。

34 その他

35 上記の実体験のある人だけでなく、ボランティア団体や広く地域の人か
36 ら支援者を募り、相談事業を支援する会を組織作りなどの検討が必要です。

今後の策定スケジュール

第3回策定委員会H17.5.22

会議名	日 時	場 所	備 考
区策定委員会	8月21日(日) 10:00～12:00	若葉区役所	素案の検討
	10月16日(日) 10:00～12:00	若葉区役所	素案の決定
	18年 1月15日(日) 10:00～12:00	若葉区役所	パブコメの反映
	18年 3月 5日(日) 10:00～12:00	若葉区役所	計画決定

パブコメ実施予定(11/1～11/30)

地区フォーラム	小倉・御成台・千城台地区 都賀・若松地区	7月 3日(日) 10:00～12:00	若葉区役所	素案の検討 基本目標の検討
	貝塚桜木・加曽利大宮地区 坂月・更科・白井地区	7月 3日(日) 14:00～16:00		
	合同フォーラム	10月 8日(土) 14:00～16:00	若葉保健福祉 センター	素案の検討 市民意見
	小倉・御成台・千城台地区 都賀・若松地区	12月18日(日) 10:00～12:00	若葉区役所	計画案の検討
	貝塚桜木・加曽利大宮地区 坂月・更科・白井地区	12月18日(日) 14:00～16:00		

作業部会	毎月1回～2回 次回 6月 日() : ~ :	都賀CC	素案の検討 基本目標の検討
------	-----------------------------	------	------------------